

設置の趣旨等を記載した書類

目次

- ① 設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- ② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か・・・・ p 5
- ③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
- ④ 教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
(教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む)
- ⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・ p 8
- ⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・ p 9
- ⑦ 施設・設備について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 14
- ⑧ 既設の学部(修士課程)との関係・・・・・・・・・・・・・・・・ p 15
- ⑨ 入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p 15
- ⑩ 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・ p 15
- ⑪ 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・ p 16
- ⑫ 認証評価・・・・・・・・・・・・・・・・ p 17
- ⑬ 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ p 17
- ⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・ p 17

① 設置の趣旨及び必要性

【博士前期課程設置の理由】

本研究科法律学専攻博士前期課程は、高度な研究能力を有する研究者・研究職の養成、及び、専門的な知識と技能を習得した高度専門職業人の育成を目的として設置されるものである。

本研究科は、平成 16 年の法科大学院の開設時に博士前期課程を廃止した。これは、法科大学院開設後は、研究者志望の学生も、法曹に必要な実務的な知識・能力を習得しておくことが有益であるという考えに基づくものであった。しかしながら、法科大学院開設後 10 年の経過を受け、以下の諸点から、博士前期課程を改めて設置する必要があるとの判断に至った。

第一は、法科大学院を中心とする法学教育の「死角」が、この 10 年間で明確になったことである。専門職大学院による法曹養成という法科大学院設置の理念自体は、高度化・複雑化する現代社会の要請に耐えうる法律家を社会に送り出すという意味でも、これを肯定的に評価すべきものである。しかし、法曹にならないが高度な法的知識を有し、社会の様々な場面で規範的判断力を発揮する人材の重要性が、軽視されるようになっていく点には危機感を禁じ得ない。

法科大学院設立以前から、わが国の企業の法務部には、「不動産取引のスペシャリスト」「保険業務のスペシャリスト」といった、法曹資格を有さないが、特定の分野については、法曹をしのぐ法的知識を有した法学部出身の人材が配置され、それが企業の「コンプライアンス（その当時はこの言葉はなかったが）」を陰で支えていた。また、市町村の議会や役所、はては町内会にいたるまで、広い意味での行政を支える者の中にも、法曹資格に興味はないが法学部で法学の素養を有した人材が、一定割合で存在していたことが、わが国の地域社会を健全に発展させてきたと考える。その意味で、わが国の法学部出身者の多くは、狭い意味での法曹とははなれなくとも、その法的な知識と規範的判断力によって、さまざまな社会組織の要として活動をしてきた。

しかし、先に述べたように現代社会は高度化・複雑化し、上記のような人材の育成を、法学部の 4 年間のみで完結することが困難になった。にもかかわらず、わが国の法学教育では、法曹以外の形で法的知識や規範的判断力を発揮する人材を大学院レベルで育成するための方策について、正面から論じる機運が生じていない。近年わが国では、法学部志願者が減少傾向にあるとされており、その原因として法科大学院構想の「失敗」がまことしやかにささやかれている。しかし、多くの大学において、法曹を目指さない法学部卒業生に対して目指すべき法律家像を提示できていない現状こそが、志願者減少を

もたらす最大の要因であろう。

本研究科がこの時期に博士前期課程を改めて設置するのは、こうした法学教育の現状に、一石を投じるためである。すなわち本研究科は、法曹実務家としての資質とは別の、より広い意味での法律家としての資質を身に着けるための法学教育を行うことを目標とする。法科大学院が、法曹養成のために法律学全般についての法的知識やその運用手法のかさ上げを目指すのに対して、本研究科の博士前期課程は、専門的な知識と技能を習得した高度専門職業人の育成を最終目標に据え、特定の分野について、法律学に関する高度な知識と高い研究手法を身に付けることを目指す。つまり、ジェネラリストとしての法律家の訓練ではなく、スペシャリストとしての法律家の基礎的訓練を行うことで、実務的問題を深く掘り下げていく能力を身に着けさせる。

こうした法学教育を行うために必要なのは、研究者としての専門的な訓練を受け、かつ実務にも精通している、能力の高い法学研究者である。本学は、その要件を満たす専任教員を多数擁しており、博士前期課程を改めて設置することで、上記のような人材の育成を通じた社会的貢献を果たすべきであるという判断に至った。

したがって、本研究科の博士前期課程は、法律の専門知識を深め、スキル・アップを図りたいと考えている職業人や、大学卒業後、就職前により深く専門的に法律学を学びたいと考える学生に対して、新たな形での良質な法学教育を提供する場となる。

第二は、法学研究者養成との関係で、法科大学院における教育する側と教育される側双方の「過重負担」を解消することである。

教育する側の過剰負担とは、法科大学院において研究者養成のための科目を展開することが現実的でないということを目指す。博士前期課程に進学した研究者志望の学生は、通常、外国法の文献講読や論文指導等、基礎的な研究能力を習得するための科目を履修することになる。しかしながら、本学も含め多くの法科大学院において、こうした研究者志望の学生を対象とした科目は十分に提供できていない。このため、研究者志望の学生が法科大学院に進学しても、研究者としての素養を身に付けることは一般に困難であるということが明らかになりつつある。法科大学院の設置当初は、科目展開の工夫により、法科大学院生にもそうした基礎的な研究能力の習得は可能だと一般的に考えられており、だからこそ本研究科は平成 16 年に博士前期課程を廃止したのであるが、当初の目論見は外れたと言わざるを得ない。

教育される側の過剰負担とは、研究者志望の学生に、司法試験の受験勉強を強いることの難しさである。法科大学院の修了生は、通常、司法試験を受験するが、司法試験は合格率約 2 割の難関であるため、法科大学院の学生は司法試験の勉強に相当な時間とエ

エネルギーを費やさなければならない。しかしながら、研究者志望の学生にこのような過剰な負担を課すことは必ずしも適切とは言えず、むしろ特定の分野の法的知識を深く掘り下げたり、外国語文献を読むための語学力を磨いたりといった研究能力の涵養に時間を割いた方がよい場合もある。こうしたことは、基礎法の分野を専攻する学生について特に当てはまるが、そうでなくても、研究と実務の距離間というのは法学研究者によってさまざまであり、研究者志望の学生に一律に法科大学院進学を勧めるのは酷な場合がある。

もちろん、法科大学院で学ぶ実務的な知識は、学生の将来の研究活動にとって有益なものとなり得る場合もある。そこで、本研究科の博士前期課程においては、本学法務研究科が設置する法科大学院科目についても履修することを可能とし、一部卒業単位として認定することとした。

このように、本研究科は本学法務研究科とも緊密な連携が可能であることも踏まえて、法学研究者養成のための最初の段階となる博士前期課程を、法科大学院とは別に改めて設置するべきであるという判断に至った。

【本専攻博士前期課程の教育目的】

本研究科法律学専攻博士前期課程の教育目的は、以下の三点である。

第一に、法学研究者の養成である。すなわち、専攻分野を含む基本諸科目を理論的、体系的に教授し、将来研究者となるために必要となる専門的な知識や能力を涵養することを第一の目的とする。本研究科に博士前期課程が設置された場合には、研究者養成のコースとして、法科大学院から博士後期課程に進学するコースと博士前期課程から博士後期課程に進学するコースが並存することになる。前者は、実務的な知識・能力を備えた研究者を育成するという意義を有するものであり、後者は、オーソドックスな基礎的研究能力を備えた研究者を育成するという意義を有している。このように、目的を異にする二つのコースが存在することは、研究者の多様性を確保し、わが国全体の研究水準の向上に資することになると思われる。

第二に、高度な法律知識を有する社会人の育成である。現在、社会の高度化・複雑化に伴って、日々新たな社会問題が生起し、法的な判断を踏まえた解決が必要とされるケースが増えており、法教育に対する社会的ニーズが高まってきている。しかしながら、学部段階での法学教育では、時間の制約等の問題もあり、社会的ニーズに十分対応し得る高度な法教育を行うことは困難である。また、最近では、展開先端的な法分野の実務的な重要性が高まってきているが、学部段階での法学教育では基礎的な実定法分野の教

育に重点を置かざるを得ず、展開先端的な分野について十分な教育機会を提供することが困難な状況にある。したがって、展開先端的な分野を含めて法律学に関心のある者が専門的に法律学を学ぶ場として、博士前期課程は極めて重要な意義を有するものといえる。本研究科では、このような問題意識の下に、高度専門職業人の育成を博士前期課程設置の目的の一つに掲げ、企業や官公庁等で日々最先端の実務に携わっている職業人や、法律学をより深く学びたいと考える法学部卒業生に対して、専門性の高い法律知識を教授し、法的な知識・能力を駆使して社会で広く活躍できる人材の育成を目指している。

第三に、外国人留学生に日本法の教育機会を付与するということである。近時、高等法学教育の国際化の進展に伴い、法律学の分野でも、外国人留学生が日本の大学院に進学するケースが増えてきている。外国人留学生に対して広く教育の門戸を開放することは教育分野における日本の国際貢献という点で意義を有するものであるとともに、外国人留学生との交流を通じて日本人学生の国際的な視野を広めるという教育効果を期待することができる。

以上のように、本研究科が設置を予定する博士前期課程は、研究者を志望する学生に加えて、企業等への就職を目指す法学部卒業生、さらには企業等で実務に携わっている社会人、及び外国人留学生に至るまで広く門戸を開放し、学生が相互に切磋琢磨しながら、高度な法的知識や能力を習得することができる教育の場を提供することにより、それぞれの専門分野で活躍できる多様な人材の育成を目指すものである。

② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科はすでに博士後期課程を有しており、今回の博士前期課程の設置（実質的な再開）の申請は、既存の博士課程を前提に構想されているものである。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科はすでに博士後期課程を有しており、「法学研究科法律学専攻」という専攻の名称と「博士（法学）」という学位の名称を採用している。そこで、今回設置申請する博士前期課程については、以下のように専攻の名称と学位の名称を定める。

【専攻の名称】

法学研究科法律学専攻

Graduate School of Law, Master's Course in Law

【学位の名称】

修士（法学）

Master of Law

④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

【法学研究科の教育課程の編成の考え方】

本研究科は、博士前期課程、博士後期課程を通じて、法律学に関するきわめて高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する見込みのある学生、及び、高度な法律知識を習得し、実務で活躍する専門的職業人の養成を目指す。こうした目的に沿って、博士前期課程では、法律学に関する高度な知識と高い研究手法を身に付けるために必要な指導を行う教育課程を編成し実施する。

具体的には、学生の知識を深めるための講義科目（「〇〇法特殊研究」）、及び、学生の研究能力やプレゼンテーション能力を高めるための演習科目（「〇〇法演習」）を開講する。また、個々の学生の興味関心に合わせた柔軟な科目提供を可能にするべく、「特殊研究」の開講の余地を設けている。これによって、特定の学修課題について多面的かつ体系的に履修することが可能となる。

また、研究者を目指す学生はもちろん、法律的知識を携えた職業人を目指す学生にあっても、1つないし2つの法分野を深く学ぶことが想定されるので、当該法分野を担当する教員がそれぞれの専門や経験を生かした授業科目を開講するほか、必要に応じてそれ以外の授業科目も開講する。

【法学研究科の教育課程の編成の特色】

上記のような点に加えて、本研究科では、本学法務研究科による法科大学院設置科目の履修により、学修課題について実務的な観点をも身に着けることも可能である。本学法務研究科の設置科目は、法務研究科の専任教員と、法学部の専任教員が協力して開講している。本研究科では、法務研究科の専任教員が本研究科の兼任教員として、法学部の専任教員が本研究科の専任教員として、それぞれ科目提供と研究指導を行う。このため、法務研究科設置科目の履修についても、どのような科目を、どのタイミングで履修すべきかといったきめ細かな指導が可能である。本研究科と法務研究科の完璧な連携と、小規模大学院であることを活かした柔軟な教育課程編成によって、学修課題の体系的な履修と、関連する分野の基礎的素養の涵養を図っていくことが可能である。

【法学研究科の授業科目について】

本研究科の授業科目は、次のように分類される。本研究科はいずれの授業科目・研究分野についても、高い研究能力を有しかつ当該分野の実務に精通した専任あるいは兼任教員を有しており、こうした教員が少人数の講義及び演習科目を担当することによって、各分野における高度な専門知識と高い研究手法を身に着けることができる。

(1) 公法

公法学の研究者又は公務員、国際機関や NGO で働くことを目指す学生を対象として、国家等の政府と私人との間の関係、政府間関係に関する法律問題を学習ないし研究する。具体的には、憲法、行政法、国際法、租税法及び経済法に関する特殊研究と演習を開講する。

(2) 民事法・社会法・産業法

民事法・社会法・産業法の分野の研究者又は企業、政府関係機関や NGO で働くことを目指す学生を対象として、広い意味での市場に関わる法律問題を学習ないし研究する。具体的には、民法、商法、民事訴訟法、国際私法、労働法、知的財産法に関する特殊研究と演習を開講する。

(3) 刑事法

刑事法の研究者又は裁判所等で働くことを目指す学生を対象として、国家の刑事司法に関する法律問題を学習ないし研究する。具体的には、刑法及び刑事訴訟法に関する特殊研究と演習を開講する。

(4) 基礎法

基礎法の研究者及び基礎法についての知見を得ることを目指す学生を対象として、法学の基礎に関わる諸問題について学習ないし研究する。具体的には、法哲学、英米法、ドイツ法に関する特殊研究及び演習を開講する。

【法学研究科の研究指導について】

修士論文の作成について必要な指導を行うために、研究指導を通年 2 単位（2 年間で 4 単位）で開講し、必修とする。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

【教員組織編成の基本的な考え方】

「設置の趣旨及び必要性」で述べたとおり、博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力またはこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目指している。このような趣旨に沿って、博士前期課程は、法学の全分野、すなわち、公法、民事法・社会法・産業法、刑事法、基礎法のそれぞれの分野につき、十分な研究実績及び可能な限り豊富な社会活動の経験を有する専任教員を配置する。また、上記の趣旨をより一層実現するために、法務研究科所属の教員のうち研究者教員が、兼任教員として参画する。これらの専任教員及び兼任教員については、研究分野に関する博士号を取得しているか、それと同等の研究業績がある者を配置する。

また、「教育課程の編成の考え方及び特色」で述べた科目を担当する教員が、ほとんどの科目については複数確保されており、適切な教員配置であると言える。さらには、法学の全分野をカバーするので、特定の分野が中心となることはない。法学の全分野につき、バランスよく教員を配置することになる。

教員組織の年齢構成は、60代から20代まで幅広く、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成となっている。本学の定年は70歳であり、数年以内に定年を迎える予定の者が複数いるが、これらの者と同一の分野を専攻する教員が他にもおり、教育・指導の継続性は担保される。

【教員の研究専門分野】

(1) 公法

野坂泰司（兼担） 憲法
常岡孝好 行政法
大橋洋一（兼担） 行政法
櫻井敬子 行政法
青井未帆（兼担） 憲法
阿部克則 国際法
長戸貴之 租税法
村山健太郎 憲法

(2) 民事法・社会法・産業法

草野芳郎 民事訴訟法
稲田龍樹（兼担） 民事訴訟法
能見善久（兼担） 民法

岡 孝 民法
長谷部由起子（兼担） 民事訴訟法
神前 禎（兼担） 国際私法
水野 謙 民法
小塚莊一郎 商法
橋本陽子 労働法
山下純司 民法
大久保直樹 経済法
横山久芳 知的財産法
小出 篤 商法
原 恵美（兼担） 民法
佐瀬裕史 民事訴訟法
竹中悟人 民法
松元暢子 商法

(3) 刑事法
林 幹人（兼担） 刑法
津村政孝 刑事訴訟法
鎮目征樹 刑法

(4) 基礎法
紙谷雅子 英米法
若松良樹（兼担） 法哲学

⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

【教育方法及び履修指導の基本的な考え方】

教育方法としては、講義（「〇〇法特殊研究」）及び演習（「〇〇法演習」）による。講義科目は、幅広い知識を習得させることを、演習科目は、学生自身のプレゼンテーション及び論文作成能力を向上させることを目的としているが、受け入れ学生数が少ないため、講義科目においても学生自身の主体的参加が要求される。学生には入学時に深く学ぶ法分野を選択させ、その分野を担当する教員が当該学生の指導教授として指導を行い、1年目の末までに「修士論文作成計画書」を作成させる。また、指導教授は当該学生に対してこの計画に準拠して授業科目の履修指導を行う。

【法学研究科の開設科目】

法学研究科の開設科目は下記のとおりである。これらの科目の単位数は、柔軟な運用を考慮し、2または4とする（ただし、「法学基礎研究」、「研究指導」を除く）。本学の他研究科（法科大学院含む）の授業も履修でき、本学の他研究科（法科大学院含む）の履修単位10単位分を博士前期課程の単位に読みかえる（「法学研究科特殊研究Ⅰ～Ⅴ」）。ただし、履修単位の読みかえは、博士後期課程と合わせ、10単位を上限とする。

本研究科の教育目的は、研究者及び高度専門職業人の育成であるが、高度専門職業人だけでなく、研究者養成においても、法曹養成を目的とした法科大学院の授業を履修することは、各々の法律分野の基本的な知識を網羅的に習得するという観点から望ましい。本研究科では、修士論文執筆という目標に向けて、個々の学生の研究テーマに関する知識を深め、論文作成能力の向上を目的とした指導を行うため、網羅的な知識の習得という点では、法科大学院の授業の方が適している場合もある。また、法科大学院の科目には、実務家教員を担当する高度かつ実務的な科目もあるが、研究を行ううえでも、実務的な知識を得ておくことは有用である。しかし、法科大学院の授業のうち、法学部以外の出身者を想定した未修者（法科大学院1年生）のための科目及び法科大学院の学生に対する徹底的な法文書作成の少人数教育を行うとともに生活指導的な性格も併せもつ「起案等指導」は、本研究科の学生の履修にはなじまないため、これらの科目は履修しないように履修指導で対応する。

学生の想定される進路ごとの「履修モデル」は別紙（資料1）のとおりである。

【開設科目と単位数】

科目名	単位数	科目名	単位数
法学基礎研究	2	刑事訴訟法特殊研究	2または4
憲法特殊研究Ⅰ	2または4	刑事訴訟法演習	2または4
憲法演習Ⅰ	2または4	民事訴訟法特殊研究Ⅰ	2または4
憲法特殊研究Ⅱ	2または4	民事訴訟法特殊研究Ⅱ	2または4
憲法演習Ⅱ	2または4	民事訴訟法演習Ⅰ	2または4
国際法特殊研究	2または4	民事訴訟法演習Ⅱ	2または4
国際法演習	2または4	国際私法特殊研究	2または4
行政法特殊研究Ⅰ	2または4	国際私法演習	2または4
行政法演習Ⅰ	2または4	労働法特殊研究	2または4

科目名	単位数	科目名	単位数
行政法特殊研究Ⅱ	2 または 4	労働法演習	2 または 4
行政法演習Ⅱ	2 または 4	知的財産法特殊研究	2 または 4
民法特殊研究Ⅰ	2 または 4	知的財産法演習	2 または 4
民法演習Ⅰ	2 または 4	経済法特殊研究	2 または 4
民法特殊研究Ⅱ	2 または 4	経済法演習	2 または 4
民法演習Ⅱ	2 または 4	租税法特殊研究	2 または 4
民法特殊研究Ⅲ	2 または 4	租税法演習	2 または 4
民法演習Ⅲ	2 または 4	法哲学特殊研究	2 または 4
民法特殊研究Ⅳ	2 または 4	法哲学演習	2 または 4
民法演習Ⅳ	2 または 4	英米法特殊研究	2 または 4
商法特殊研究Ⅰ	2 または 4	英米法演習	2 または 4
商法演習Ⅰ	2 または 4	ドイツ法特殊研究	2 または 4
商法特殊研究Ⅱ	2 または 4	ドイツ法演習	2 または 4
商法演習Ⅱ	2 または 4	研究指導	2
刑法特殊研究Ⅰ	2 または 4	法学研究科特殊研究Ⅰ	2 または 4
刑法演習Ⅰ	2 または 4	法学研究科特殊研究Ⅱ	2 または 4
刑法特殊研究Ⅱ	2 または 4	法学研究科特殊研究Ⅲ	2 または 4
刑法演習Ⅱ	2 または 4	法学研究科特殊研究Ⅳ	2 または 4
		法学研究科特殊研究Ⅴ	2 または 4

【研究指導の方法】

別紙（資料 2）「研究指導スケジュール」にあるとおり、本研究科における最終的な目標は修士論文の執筆であるので、学生は 1 年次末までに修士論文のテーマを決め、「修士論文作成計画書」を提出する。指導教員は、「研究指導」（通年 2 単位）として、学生と原則として週 1 回 45 分程度の面談を行い、学生に対して修士論文の作成について必要な助言を行う。1 年次終了までに修士論文の研究計画を指導教授に提出した後は、2 年次の 9 月に、修士論文中間報告会等の機会を設け、指導教授以外の教員からも研究指導を受けられるようにする。修士論文作成過程におけるこのような教員間の連携により、学位の質の維持・向上を図る。

【修了要件】

30 単位以上の単位取得（研究指導 4 単位を必修とする）と、修士論文の提出及び最終試験を修了要件とする。なお、30 単位のうち、10 単位までは、主に法科大学院の授業科目の単位を博士前期課程の単位に読み替えることを可能とし、基本的な知識をまんべんなく習得するために、法科大学院の授業の履修も推奨する。

【学位論文審査体制及び学位論文の公表方法等】

(1) 審査基準

修士論文の審査に際しては、学術論文としての基本的な質を備えているかどうかを基準とする。具体的には、合理的な問題設定が行われているか、既存の研究を十分に理解・咀嚼しているか、学術論文にふさわしいわかりやすい叙述となっているか、という諸点が基準となる。

(2) 審査体制

審査の厳格性・透明性を図るべく、次のような審査体制を整える。修士論文が提出されると、研究科委員会において論文審査のための主査（原則として指導教授）、副査を選任する。審査は論文の査読と口述試験によって行う。査読及び口述試験の内容及び結果は研究科委員会に諮られ、研究科委員会で修士論文の合否判定を行う。

(3) 学位論文の公表方法

優れた修士論文については、学習院大学大学院法学研究科法学論集や、その他の媒体による研究成果の速やかな公表を推進する。

【研究倫理を遵守するための措置】

(1) 研究倫理に関する学内規程の整備状況

本学では、研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めた「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針」、研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めた「学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を定めている。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の「第 1 節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、研究費等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限、基本方針等を、本学ホームページ上で「学習院大学における研究費等の不正使用防止策」として公表している。ここでは、「研究費等の管理責任体制図及び職務内容体制」、

「学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針の概要」、「公益通報（内部告発）・相談受付窓口」、「研究活動に係る不正行為の受付窓口」、「学習院大学公的研究費不正防止計画書」を掲載している。

さらに、研究者が知財活動へ積極的に取り組めるよう「学習院大学知的財産ポリシー」、「学習院大学発明規程」、「学習院大学発明委員会規程」を、研究活動の公正性・信頼性を確保し、社会連携活動が円滑に行われるよう「学習院大学利益相反マネジメントポリシー」、「学習院大学利益相反マネジメント委員会規程」、「学習院大学公益通報に関する規程」、「学習院大学公益通報に関する調査委員会規程」を整備している。

(2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

本学では、教員の研究活動や研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために、「研究活動調査委員会」、「発明委員会」、「利益相反マネジメント委員会」、「公益通報に関する調査委員会」を設置している。

また、外部資金の情報収集、最新情報の迅速な提供、研究費の適正管理の推進、応募から研究終了までの各種手続き、資金管理、それらの相談窓口としての機能を果たす学長室研究支援センターが設置されている。同センターでは、科学研究費補助金に関する説明会等において、「公的研究費の適正使用に関するガイドブック」を研究者である本学教員や（研究費執行）事務関係者に配付し、コンプライアンス規程や研究者の行動規範について触れながら、研究倫理の浸透に努めている。

⑦ 施設・設備について

本研究科法律学専攻博士前期課程を開設した場合、①2004 年度に博士前期課程を廃止するまで有していた自習室のスペースをそのまま確保していること、②研究に必要な図書は既に整備されていることから、現有の設備で教育・研究の充実を図ることが可能である。

【院生研究室の現状】

東 2 号館 2 階 206 号室と東 1 号館 5 階 502 号室が本研究科の大学院生の研究室である。博士前期課程の学生は、博士後期課程の学生と共同でこの研究室を使用することになる。

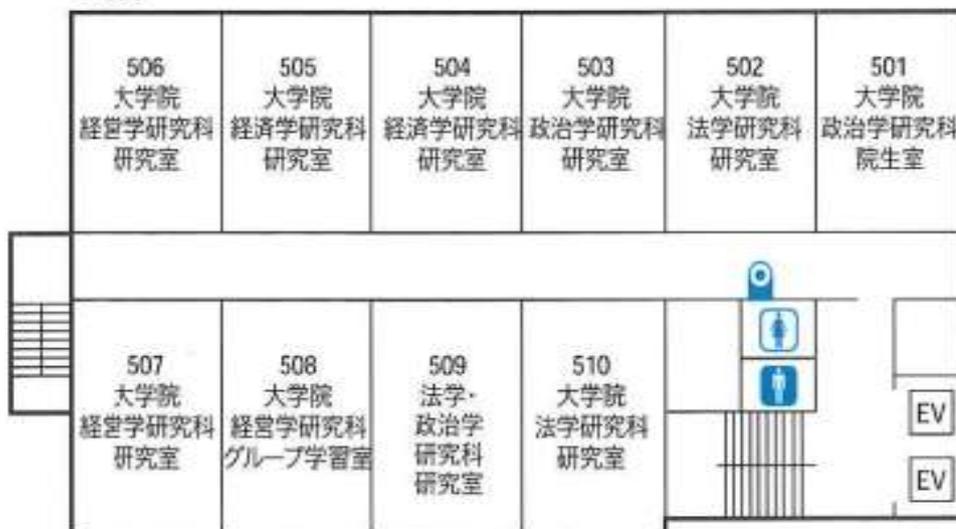
東 2 号館

2階



東 1 号館

5階



【図書】

法学研究科独自の図書室はないが、自習室のある東2号館の3階から7階に法経図書センターがあり、法学、政治学、経済学及び経営学の蔵書65万冊超（開架されている書籍は8万冊超）を所蔵する。法経図書センターの面積は、6,361㎡であり、自習席508席を有する。スタッフは、委託職員・アルバイトを含む6名であり、充実したサービスを提供している。

法学に関する雑誌は、国内外を問わずにほぼ網羅的に所蔵している。また、近年では、判例や外国法の調査にあたり、データベースの利用が不可欠であるが、Lex/DB, D1-Law, Beck Online, Juris Classeur, Juris Online, Lexis等の重要なデータベースが利用可能である。

⑧ 既設の学部（修士課程含む）との関係

本研究科法律学専攻博士前期課程の専任教員はすべて法学部法学科の専任教員である。法務研究科の専任教員も、兼任教員として博士前期課程の教育にあたる。（別紙資料3参照）

⑨ 入学者選抜の概要

本研究科の設置趣旨に沿って、法律学の高い実践力と研究力を持った者を受け入れる。一般入試の選抜の方法は、筆記試験、口述試験によって選抜する。筆記試験は、専攻科目及び語学について行う。特に受験生の臨床実践の質と研究態度、能力が問われる論文試験及び口述試験を重視し教員全員で協議し選考する。

一般入試のほかに学習院大学法学部の学生を対象とした学内選考を行う。学内選考では、学部の成績上位30位以内の者を対象に、研究計画と面接によって選考を行う。

⑩ 管理運営

法学研究科委員会は研究科委員長が招集し、法学研究科独自の事項を協議・審議する。博士前期課程の運営についても、この法学研究科委員会において協議・審議を行う。具体的には、①学生の入学及び課程の修了、②学位の授与、③学生の休学、退学、留学等に関する事項、④入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項、⑤研究及び授業に関する事項、⑥学科課程及び試験に関する事項、⑦学生の指導及び賞罰に関する事項、⑧人事

に関する事項、⑨各種委員選出に関する事項、⑩学長の諮問事項に関する事項、⑪その他本研究科に関する重要事項である。

現在、法学研究科委員会は、法学部の事項と全学的事項及び学習院全体に係る事項について審議する教授会とともに、ほぼ毎月2回開催されている。

⑪ 自己点検・評価

本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を自ら行っている。

自己点検・評価にあたっては、学長を座長とする全学の組織「自己評価委員会」がその運営にあたり、報告書をまとめ、最終的に学長により承認されたものを自己点検・評価報告書としている。この自己評価委員会において、各学部・各研究科、全学共通の組織の部署ごとに委員を選出し、全委員が綿密な連携を図りながら点検・評価を遂行している。

これまでの経緯としては、第1回自己点検・評価を平成6年に着手、平成8年に「学習院大学の現状と課題」と題された報告書を刊行し、平成12年、平成15年に第2回、第3回自己点検・評価報告書を刊行した。その後、大学の点検・評価にかかる学校教育法の改正により、本学は当時の財団法人大学基準協会（現在は公益財団法人大学基準協会）を認証評価機関として選定、平成20年度の認証評価申請にあわせて第4回の自己点検・評価を実施し、その結果を、平成19年度自己点検・評価報告書として纏めた。自己点検・評価報告書は、平成15年度は他大学等学外教育機関に送付、平成19年度は大学ホームページで公開し、CD-Rを大学等学外教育機関に送付することにより公開した。

ホームページ（ウェブサイト）の「学習院大学自己点検・評価および認証評価」

URL : <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/hyoka/accreditation.html>

また、大学ホームページに「客観的評価への取り組み」ページを設け、自己点検・評価、授業評価アンケートなどの結果を公表する仕組みを整備している。

また、新大学評価システムにおいて、内部質保証システム構築が求められていることから、「学習院大学自己評価規程」に基づき、PDCAサイクルを恒常的に機能させるため、平成22年度より本学独自の「点検・評価シート」を作成し、以降毎年度、各部門が大学基準協会の定める新大学評価基準と同基準の10項目について点検・評価を行っている。

⑫ 認証評価

学習院大学は、公益財団法人大学基準協会を認証評価機関として選定している。本大学院は、自己点検・評価報告書を当時の財団法人大学基準協会に提出して平成20年度の認証評価を申請し、平成21年3月12日に「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。認定の期間は平成21年4月1日～平成28年3月31日までである。

今回の認証評価の申請時期は平成27年度を予定しており、自己点検・評価は認証評価の申請前年の平成26年度に実施している。

⑬ 情報の公表

本学では、社会的評価を受ける一つの方法として、大学の存立に関わる目的や意義、そのための組織、教育機関としての種々のデータ等を大学ホームページ上に公表している。本学では公表できる資料をここに掲載し、透明性の高い運営を心がけている。

大学ホームページ（ウェブサイト）の「公表情報コーナー」

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/profile/kouhyo/>

上記「公表情報コーナー」以外にも、各種文書を掲載している。

「学則」：<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/daisho/oshirase/gakusoku/index.html>

「客観的評価への取り組み」：<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/hyoka/index.html>

また、法学研究科としての業績公表機会として、大学院学生の論文発表の機会を提供している『法学論集』（年1回発行）を活用して、本専攻博士後期課程の研究成果、及び、本専攻博士前期課程修了者の研究成果を公表する。さらに、研究指導を通じて、学会発表や査読付きの学会誌への投稿を推奨していく。

⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本研究科の専任教員は、全員が法学部法学科の専任教員であり、教員の教育・研究活動の資質の向上を図る方策は、一括して法学部が行うことになる。法学部の教員に対しては、積極的に長期研修を取り、研鑽を積むことを奨励しており、研究者としての資質の向上を図っている。また、法学科では、本学法務研究科の教員とも連携しながら、非定期的スタッフ研究会を年数回行っている。例えば、法務研究科の教員が主催している研究会では、法学科・法務研究科に所属する若手法学研究者を中心に、学会報告の予行演習や、現在進めている研究の概要報告を行うなど、他の研究者との情報交換や、他分野の先端的な問題

意識に触れる機会を提供し、教員の資質向上に役立てている。

また、既設の本研究科法律学専攻博士後期課程においては、FD活動の一環として、博士後期課程の学生に、法学科教員によるスタッフセミナーへの出席を認めるとともに、法学研究科委員長との面談の機会を定期的に与えるなど、学生と教員とが連携して教育内容等の改善を図る方策を講じている。

資料 1・・・履修モデル

資料 2・・・研究指導スケジュール

資料 3・・・既設の学部との関係について（相関図）

【履修モデル】法学研究科法律学専攻博士前期課程

- ・すべての科目を2単位で開講。
- ・特殊研究は前期、演習は後期に開講することを想定（変更可）。
- ・「研究指導」以外、重複履修は不可。
- ・「研究指導」「法学基礎研究」以外、隔年開講とする。
- ・法科大学院の未修者の授業および起案等指導は履修不可。
- ・他の研究科（含：法科大学院）の単位は10単位まで履修可。

※注記：（法務）は、法科大学院の開講する科目

(A) 高度専門職業人を目指す学生

例えば、公務員志望の学生は、憲法、民法、刑法を中心として、法学の基礎を確実にしたうえで、自分の専門科目（行政法）をさらに深める。

	前期	後期
1年次 (22単位)	法学基礎研究② 憲法特殊研究Ⅰ② 行政法特殊研究Ⅰ② (法務)環境法1② (法務)刑法1② (法務)国際私法1②	憲法演習Ⅱ② 行政法演習Ⅱ② (法務)環境法2② (法務)刑法2②
	研究指導②	
2年次 (8単位)	行政法特殊研究Ⅱ② 民法特殊研究Ⅱ②	行政法演習Ⅰ②
	研究指導②	

(B) 研究者を目指す学生

(B) - (a) 公法専攻

	前期	後期
1 年次 (20 単位)	法学基礎研究② 憲法特殊研究 I ② 行政法特殊研究 I ② (法務) 経済法 1② (法務) 租税法 1②	憲法演習 II ② 行政法演習 II ② (法務) 経済法 2② (法務) 租税法 2②
	研究指導②	
2 年次 (10 単位)	憲法特殊研究 II ② 行政法特殊研究 II ②	憲法演習 I ② 行政法演習 I ②
	研究指導②	

(B) - (b) 民事法専攻

・民法を専攻する場合

	前期	後期
1 年次 (20 単位)	法学基礎研究② 民法特殊研究 I ② 民法特殊研究 III ② (法務) 家族法② (法務) 商法総則・商行為法②	民法演習 II ② 民法演習 IV ② (法務) 消費者法② (法務) 支払決済法②
	研究指導②	
2 年次 (10 単位)	民法特殊研究 II ② 民法特殊研究 IV ②	民法演習 I ② 民法演習 III ②
	研究指導②	

・労働法を専攻する場合

	前期	後期
1 年次 (24 単位)	法学基礎研究② 民法特殊研究 I ② 民法特殊研究 III ② ドイツ法特殊研究② (法務) 法理学 1② (法務) 労働法 1② (法務) 労働法 2②	民法演習 II ② 労働法演習② (法務) 消費者法② (法務) 法理学 2②
	研究指導②	
2 年次 (6 単位)	労働法特殊研究②	ドイツ法演習②
	研究指導②	

(B) - (c) 刑事法専攻

	前期	後期
1 年次 (22 単位)	法学基礎研究② 刑法特殊研究 I ② 刑事訴訟法特殊研究② (法務) 刑事法演習 1② (法務) 知的財産法 1②	刑法演習 I ② 憲法演習 I ② (法務) 刑事法演習 2② (法務) 刑事法演習 3② (法務) 知的財産法 2②
	研究指導②	
2 年次 (8 単位)	刑法特殊研究 II ②	刑法演習 II ② 刑事訴訟法演習②
	研究指導②	

(B) - (d) 基礎法 (英米法) 専攻

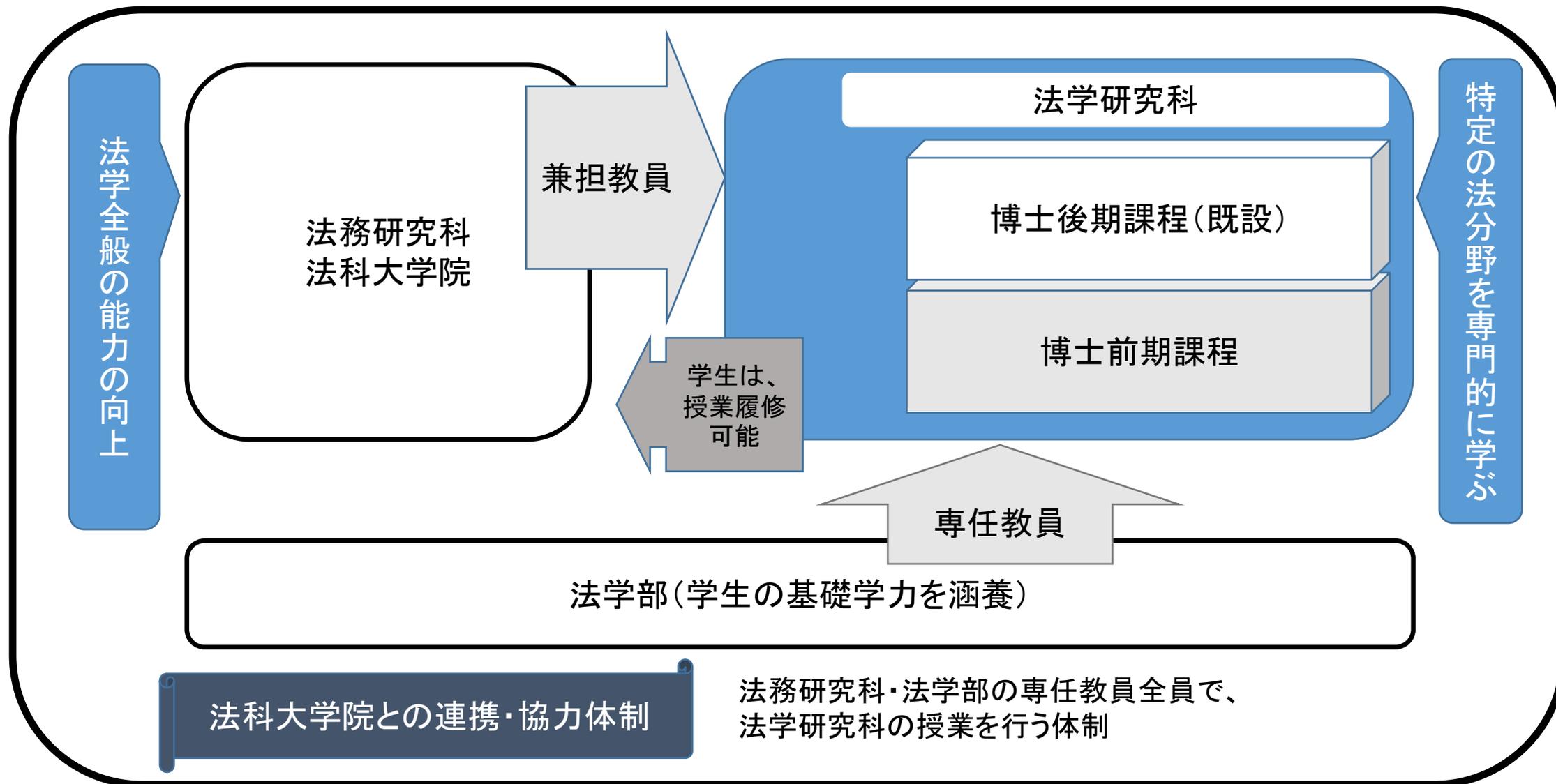
	前期	後期
1 年次 (24 単位)	法学基礎研究② 英米法特殊研究 I ② 憲法特殊研究 I ② 民法特殊研究 I ② (法務) アメリカ法 1② (法務) 法理学 1②	憲法演習 II ② 商法演習 I ② 法哲学演習② (法務) アメリカ法 2② (法務) 法理学 2②
	研究指導②	
2 年次 (6 単位)	法哲学特殊研究②	英米法演習②
	研究指導②	

研究指導スケジュール

		指導内容
1年次	4月	入学時オリエンテーション・履修科目の選択
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマを設定する。 ・研究テーマに関連する講義・演習科目を履修し、法的知識を充実させ、研究手法の理解を深める。
	6月	
	7月	
	8月	夏季休暇期間
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究課題や研究手法について設定する。 ・研究課題に関連する講義・演習科目を履修し、法的知識を充実させ、研究手法の理解を深める。
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
3月	修士論文作成計画書を指導教授に提出	
2年次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を収集分析し、論文執筆を進める。 ・論文全体の目次を作成、執筆にあたり研究課題、研究手法についての修正を行う。
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	修士論文中間報告
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告で受けた指摘も踏まえ、論文執筆を行う。 ・注や参考文献など、学術論文としての体裁を整える。
	11月	
	12月	
	1月	修士論文の提出
	2月	論文審査・口述試験
3月	修了認定	

既設の学部との関係について(相関図)

資料3



既設学部との研究教育領域の関係

• 基本スタンス

- 法学部・法務研究科(法科大学院)所属の専任教員は、全員が法学研究科の教員として研究及び教育に当たる。
- このため、上記いずれかの組織に所属する専任教員の法学系科目(憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・国際法・国際私法・労働法・知的財産法・経済法・租税法・英米法・法哲学)は、すべて法学研究科でも科目として設置される。
- したがって既設学部との関係は、科目分野ではなく、研究教育の目的の違いによって次のように記載できる。

• 相互の関係

- 法学部は上記法学系科目について、学生の基礎学力を涵養することを目的として研究教育に従事する。
- 法学研究科は上記法学系科目について、学生が特定の専門領域について法的知識と研究手法を身に着けることを目的として研究教育に従事する。
- 法務研究科(法科大学院)は上記法学系科目について、学生の法曹としての実務的能力を向上させることを目的として研究教育に従事する。